

1 津久井地域（城山町を除く）の線引きに伴う新たな制度等について

（説明者：都市計画部長）

（1）主な意見等

- 金原地区は市街化調整区域となっているが、地区計画などは決定していないのか。
 - 地元ではまとまった土地利用を検討しているが、地区計画策定の段階までは進んでいない状況である。時間をかけて調整を図るため当面の間、市街化調整区域とするものである。

（2）結 果

- 原案の基本的な考え方について承認。
なお、スケジュールについては相談窓口の設置など住民合意の形成を図ることとし、別途調整することとする。

以 上